

館林市第六次行政改革大綱

—着実に実行し、さらなる行政サービスの向上を目指して—



平成27年3月

館 林 市

I はじめに

1 これまでの取組について

行政改革とは、簡素で効率的な生産性の高い行政を実現するために、行政の組織や制度、サービス提供のあり方などを継続的に見直し、改善・改革に取り組んでいくことです。

本市においては昭和60年以降、行政改革の指針となる「行政改革大綱」を策定し、その推進に努めてきました。

これまでの行政改革の取組

策定時期	計画名称
昭和60年	館林市行政改革大綱(第一次)
平成7年	館林市行政改革大綱(第二次)
平成10年	館林市第三次行政改革大綱
平成16年	館林市第四次行政改革大綱
平成18年	館林市第四次行政改革大綱第2次推進計画(館林市集中改革プラン)
平成22年	館林市第五次行政改革大綱

2 館林市第五次行政改革大綱の実績について

館林市第五次行政改革大綱では、平成22年度から26年度を推進期間とし、効率的で生産性の高い行政経営を実現し、持続可能な行財政基盤を確立するため、60の推進計画に取り組んできました。

その結果、平成25年度実績時点で、14の計画が目的達成・完了となり、30の計画については、計画どおり取り組むことができました。

一方で、社会情勢の変化や検討の結果により、終了・休止となったものが7件、当初計画どおり取り組むことができなかったもの(当初計画未済)が9件という状況にあります。

そこで、館林市第六次行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革に取り組みます。

館林市第五次行政改革大綱実績(平成25年度時点)

第五次行政改革大綱 基本施策	完了	計画どおり	終了・ 休止	計画 未満	合計
(1) 行政経営システムの構築	1	2	0	1	4
(2) 組織・機構の簡素・効率化と人材育成・活用	2	4	1	1	8
(3) 電子自治体の推進	1	5	1	0	7
(4) 市民協働の推進	2	4	3	2	11
(5) 公共サービスの再編	4	0	1	3	8
(6) 広域行政の推進	0	2	0	0	2
(7) 財政運営の健全化	4	13	1	2	20
	14	30	7	9	60

II 館林市第六次行政改革大綱

1 基本方針

全国的に人口減少と超高齢化の進行が予測されており、本市においても例外ではありません。また、行財政運営を取り巻く状況も依然として厳しいものがありますが、市民生活がより良くなるように、安定して行政サービスを提供しなければなりません。そのためには今あるものをうまく活用したり、工夫をしたりして、効率を高めなければなりません。

第六次行政改革大綱では以下の基本方針に基づき、推進期間内で着実に計画を完了できるもの、又は第六次で検討し第七次において実現可能な計画のみを推進します。

「最少の経費で最大の効果をあげる」ため、着実に実行し、さらなる行政サービスの向上を目指した行政改革を実現します。

2 基本目標

基本方針を達成するために、3つの基本目標を掲げ、これらの達成に向けた推進計画を策定します。

(1) 職員の意識を変え、着実に改善に取り組める組織を目指します。

- ① 行政改革に取り組む職員1人ひとりの意識や能力を高めます。
※向上させたい能力:改善・改革を理想だけではなく実際に取り組める力
- ② 職員の力を発揮するために、改善に取り組みやすい組織づくりを推進します。

【推進計画】

- ・定員適正化方針の策定
- ・第五次総合計画後期基本計画に対応した組織・機構づくり
- ・人事評価制度の充実と活用
- ・新しい環境マネジメントシステムの運用・見直し

(2) 様々な分野の人たちの力を活かし、行政サービスのさらなる向上を目指します。

- ① 多様化する市民ニーズに対応した、行政サービスを提供します。
- ② 事務事業の目的に対して、より効果的な方法がないか等を検討し、事務の簡素・効率化を進め、行政サービスを高めます。
- ③ 市民との役割分担や公民連携による民間活力の導入等を進めます。

【推進計画】

- ・情報公開制度の充実
- ・附属機関等の開かれた運営
- ・路線バス体系の再構築
- ・民生委員児童委員候補者選出方法の見直し
- ・水道事業の広域化の推進

(3) 安定した行財政基盤の強化を図ります。

- ① 安定して行政サービスを行うためには、財源確保が欠かせないことから、歳入の確保と同時に経費を削減します。
- ② 公共施設等の財産の適正な管理に努め、将来的な行財政基盤の安定を図ります。

【推進計画】

- ・個人住民税の特別徴収一斉指定
- ・夜間急病診療所のあり方の見直し
- ・公共施設ストックマネジメント計画の策定
- ・公園樹木の取扱い方針の策定
- ・市有施設におけるエネルギー使用量の削減(LED照明化の推進)
- ・下水道事業の企業会計導入
- ・ごみ処理料金体系の見直し

3 推進方法

(1) 推進期間

第六次行政改革大綱の推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(2) 推進計画の策定

大綱の基本目標を着実に達成するため、目標別に推進計画を策定します。推進計画は大綱と同様5年間とします。

なお、推進期間中における新たな取り組むべき課題は、随時推進計画に追加し、取り組みます。

(3) 推進体制

庁内組織である「館林市行政改革推進本部」(本部長：市長、事務局：企画課)が中心となり、全庁的に取り組みます。

事務局である企画課は、関係各課が進める推進計画の進捗状況を把握するとともに、推進本部に随時報告を行います。

関係各課は計画を推進するにあたり、絶えず手段や業務プロセスの見直し等を行いながら取り組みます。

(4) その他

毎年度の進捗状況について、市のホームページ等で公表します。